

役員出張旅費規定

第1条 総則

本規定は、東京都高等学校体育連盟チアリーディング専門部規約に定める役員等の職務上の出張に対する旅費等の支給について定める。

第2条 職務上の出張の範囲

本規定に定める職務上の出張の範囲は、国内における出張であり以下のものである。

- (1) 東京都高等学校体育連盟規約に定める行事、会議の出席および会運営のための事前打ち合わせのための出張
- (2) 東京都高等学校体育連盟チアリーディング専門部規約に定める行事、会議の出席および会運営のための事前打ち合わせのための出張
- (3) 職務を行うために部長が必要と認めた出張

第3条 支給する項目

出張者に対し、交通費・宿泊費・日当を支給する。

第4条 交通費

- (1) 交通費は、鉄道・バス等の普通運賃に加えて、特急料金を支給する。
- (2) 航空機の利用は、部長の承認を得るものとする。

第5条 宿泊費

実費負担とする。但し、1泊 9,000円を上限とする。泊数については必要に応じて定める。

第6条 日当

日当として、1日 2,000円×日数を支給する。会議等には1,000円を支給する。

但し、学校からの手当てを優先する。

附 則 本規定は、平成26年4月1日より施行する。

本規定は、令和6年4月1日より一部改正し施行する。